

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年8月8日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一

- 1 監査対象課等 (1) 事務局 総務企画課、介護認定審査課、施設管理課（石巻広域東部衛生センター及び石巻広域クリーンセンターを含む。）
(2) 会計課
- 2 監査期間 令和6年5月22日から同年8月1日まで
- 3 監査対象範囲 令和4年4月から令和6年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 (1) 勧告事項 なし
(2) 指摘事項 別紙「指摘事項」のとおり
(3) 指導事項 担当部署に対し別途指導済み
(4) 注意事項 担当部署に対し別途指導済み

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項又は不当で重大な事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済若しくは非効率な事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
施設管理課	財産管理事務	<p>石巻広域クリーンセンター4階に設置されている自動販売機にかかる行政財産目的外使用料の算定について、平成24年度分から令和6年度分までにおける施設の残耐用年数の適用を誤り、行政財産目的外使用料を過少に徴収していた。</p> <p>よって、地方自治法第236条第1項及び第2項に基づき、今年度を含む5年分を遡及し不足額を徴収するとともに、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に処理すること。</p> <p>なお、今回の監査対象範囲となっている令和4年度分から令和6年度分の占用料については、下記のとおりである。</p> <p>【令和4年度占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤徴収額 5,955 円 ・ 正徴収額 6,207 円 ・ 過少徴収額 252 円 <p>【令和5年度占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤徴収額 5,905 円 ・ 正徴収額 6,166 円 ・ 過少徴収額 261 円 <p>【令和6年度占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤徴収額 6,502 円 ・ 正徴収額 6,804 円 ・ 過少徴収額 302 円

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき佐藤良一監査委員は除斥しました。

令和6年8月8日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

- 1 監査対象課等 議会事務担当
- 2 監査期間 令和6年5月22日から同年8月1日まで
- 3 監査対象範囲 令和4年4月から令和6年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 (1) 勧告事項 なし
(2) 指摘事項 なし
(3) 指導事項 なし
(4) 注意事項 なし